

用語の定義

調査年

「第1回」～「第7回」とは、それぞれの回の調査で把握した項目で、各調査年は次のとおり。

- 第1回(第1回調査) 平成17年
- 第2回(第2回調査) 平成18年
- 第3回(第3回調査) 平成19年
- 第4回(第4回調査) 平成20年
- 第5回(第5回調査) 平成21年
- 第6回(第6回調査) 平成22年
- 第7回(第7回調査) 平成23年

世帯構成

同居している者の続柄から分類している。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」以外は、兄弟姉妹やその他の親族がいる場合を含む。親には配偶者の親も含む。

「単独世帯」

配偶者の有無を問わず、本人以外に同居者がいない場合

「夫婦のみの世帯」

本人と配偶者以外に同居者がいない場合

「三世代世帯」

本人が親・子と同居している、本人が子・孫と同居している、または子の有無を問わず本人が親・孫と同居している場合

「親あり子なしの世帯」

本人と親が同居していて、子がいない場合

「親なし子ありの世帯」

本人と子が同居していて、親がいない場合

「その他の世帯」

上記以外

「配偶者」「夫婦」

事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない者も含む。

健康状態

「よい」

調査日現在の健康状態について、「大変良い」「良い」「どちらかといえば良い」と回答した者をいう。

「わるい」

調査日現在の健康状態について、「どちらかといえば悪い」「悪い」「大変悪い」と回答した者をいう。

健康状態の変化

「第1回からずっと「よい」」

第1回から第7回までの健康状態において、継続して「よい」と回答した者をいう。

「「わるい」から「よい」に変化」

第1回の健康状態が「わるい」と回答した者のうち、第7回までに「よい」となった場合をいう。第2回で「よい」、第3回で「わるい」と回答した場合、「その他の変化」としている。

「「よい」から「わるい」に変化」

第1回の健康状態が「よい」と回答した者のうち、第7回までに「わるい」となった場合をいう。第2回で「わるい」、第3回で「よい」と回答した場合、「その他の変化」としている。

「第1回からずっと「わるい」」

第1回から第7回までの健康状態において、継続して「わるい」と回答した者をいう。

継続して健康維持のために心がけていること

健康維持のために心がけていること(「お酒を飲み過ぎない」「たばこを吸い過ぎない」「適度な運動をする」「年に1回以上人間ドックを受診する」「バランスを考え多様な食品を取る」「錠剤、カプセル、顆粒、ドリンク状のビタミンやミネラルを摂取する」「適正体重を維持する」「食後の歯磨きをする」「適度な休養をとる」「ストレスをためない」「特にない」)について、第1回から第7回まで継続して同じ内容を選択したものをいう。

社会参加活動の変化

「第1回から活動あり」

第1回から第7回までの社会参加活動において、継続して「あり」と回答した者をいう。

「活動「なし」から「あり」に変化」

第1回の社会参加活動について「なし」と回答した者のうち、第7回までに「あり」となった場合をいう。第2回で「あり」、第3回で「なし」と回答した場合、「その他の変化」としている。

「活動「あり」から「なし」に変化」

第1回の社会参加活動について「あり」と回答した者のうち、第7回までに「なし」となった場合をいう。第2回で「なし」、第3回で「あり」と回答した場合、「その他の変化」としている。

「第1回から活動なし」

第1回から第7回までの社会参加活動において、継続して「なし」と回答した者をいう。

就業状況

「仕事をしている」

ふだん収入になる仕事をしている場合をいう。

「仕事をしていない」

パート・アルバイト、内職等も全くしていない場合をいう。

仕事のかたち

「自営業主」

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等をいう。

なお、法人組織(株式・合資・合名の各会社)になっている商店の経営者の場合は、「会社・団体等の役員」としている。

「家族従業者」

農家や個人商店等で農作業や店の仕事等を手伝っている家族をいう。

「会社・団体等の役員」

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事(長)・監事、公団や事業団の総裁・理事等をいう。

なお、部長、課長等のいわゆる管理職の場合は、理事等の役員になっていなければ、含まれない。

「正規の職員・従業員」

会社・団体・官公庁・個人商店等に雇用期間の定めなく雇われている人をいう。

「パート・アルバイト」

就業時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」または、それらに近い呼称で呼ばれている人をいう。

「労働者派遣事業所の派遣社員」

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

「契約社員・嘱託」

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人や雇用期間の定めのある人、労働条件や契約期間に関係なく、勤務先で「嘱託職員」または、それに近い呼称で呼ばれている人をいう。

「家庭での内職など」

家庭で賃仕事をしている人をいう。

「その他」

仕事のかたち「自営業主」～「家庭での内職など」以外をいう。

就業状況の変化

「第1回から仕事あり」

第1回から第7回まで、調査時に「仕事をしている」と回答した場合をいう。仕事をやめた後、別の仕事に就いている場合を含む。

「就業」

第1回に「仕事をしていない」者のうち、第7回までに「仕事をしている」となった場合をいう。「仕事をしている」となった後、再度「仕事をしていない」と回答した場合は、就業状況「その他」としている。

「退職」

第1回に「仕事をしている」者のうち、第7回までに「仕事をしていない」となった場合をいう。「仕事をしていない」となった後、再度「仕事をしている」と回答した場合は、就業状況「その他」としている。

「第1回から仕事なし」

第1回から第7回まで、調査時に「仕事をしていない」と回答した場合をいう。前回の調査から次の調査までの間に仕事に就いて、調査日までに仕事をやめた場合を含む。

「離職」

調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験をいい、仕事をやめた後、現在別の仕事に就いている場合を含む。

「離職前」

調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験がある前年の調査時点での状況をいう。

「離職後」

調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験のある調査時点での状況をいう。

「離職後仕事をしていない者」

第2回調査から第7回調査までに「収入を伴う仕事をやめたことがある」と回答のあった者のうち、離職前（調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験がある前年の調査時点での状況）に仕事をしており、離職後（調査年の前年11月～調査年の10月までの1年間に、収入を伴う仕事をやめた経験のある調査時点での状況）には仕事をしていない者をいう。

「10月1か月間の収入の種類」

調査年の10月にあった収入について、「働いて得た所得」「公的年金」「雇用保険」「生活保護等の社会保障給付金」「私的年金」「子ども等からの仕送り」「資産収入」「その他」をいう。

「仕事への満足感」

ふだん収入になる仕事をしており、仕事のかたちが「会社・団体等の役員」「正規の職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」の者（第6回調査からは、ふだん収入になる仕事をしている者）の、第1回から第5回調査では、「能力の活用・発揮」「職場の人間関係」「労働条件」について、第6回調査からは、「能力の活用・発揮」「職場の人間関係」「賃金・収入」「就業時間・休日」「仕事の内容・やりがい」について「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」のうちあてはまるものをいう。